



ふるさと納税の概要

川俣町財政課

ふるさと納税の概要

- 1.ふるさと納税の仕組みについて
- 2.川俣町の返礼品
- 3.ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（全国）
- 4.ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（川俣町）
- 5.返礼品登録のルール
- 6.返礼品を出品するまでの流れ
- 7.寄附の受付から返礼品の発送までの流れ

1.ふるさと納税の仕組みについて

ふるさと納税とは、自分の故郷や応援したい自治体など、好きな自治体を選んで寄附ができる制度のことです。自治体の取り組むまちづくりや復興支援などさまざまな課題に対して、寄附金の使い道を指定できます。

手続きをすれば寄附額の一部が所得税や住民税から控除され、**実質自己負担額2,000円のみ**で応援したい地域の名産品や宿泊券などの**返礼品**がもらえる制度です。



Case1 独身の場合

家族構成	独身
年収	300万円
控除上限額目安	25,000円
実際の寄付金額	20,000円
実際の税金控除額	18,000円
寄付先	3自治体

受け取ったお礼品

Case2 夫婦(共働き)・子ども1人の場合

家族構成	妻(会社員)・子ども(3歳)
年収	650万円
控除上限額目安	82,000円
実際の寄付金額	82,000円
実際の税金控除額	80,000円
寄付先	4自治体

受け取ったお礼品

Case3 夫婦・子ども2人の場合

家族構成	妻(専業主婦) 子ども(16歳,20歳)
年収	1,500万円
控除上限額目安	260,700円
実際の寄付金額	255,000円
実際の税金控除額	253,000円
寄付先	5自治体

受け取ったお礼品

さとふるHPより引用

2.川俣町の返礼品

川俣シャモ製品、シルク製品、農作物、菓子等
⇒原則、川俣町内で生産、加工されたもの



3.ふるさとと納税の受入額及び受入件数の推移（全国）

- ふるさとと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和5年度の実績は、約1兆1,175億円(対前年度比:約1.2倍)、約5,895万件(同:約1.1倍)。



	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受入額	81.4	77.0	102.2	121.6	104.1	145.6	388.5	1,652.9 (286.7)	2,844.1 (501.2)	3,653.2 (705.7)	5,127.1 (1,140.7)	4,875.4 (1,166.7)	6,724.9 (1,808.5)	8,302.4 (2,392.0)	9,654.1 (2,961.4)	11,175.0 (3,515.1)
受入件数	5.4	5.6	8.0	10.1	12.2	42.7	191.3	726.0 (147.7)	1,271.1 (256.7)	1,730.2 (376.1)	2,322.4 (581.0)	2,333.6 (594.0)	3,488.8 (1,006.5)	4,447.3 (1,401.1)	5,184.3 (1,738.7)	5,894.6 (2,048.2)

- ※ 受入額及び受入件数については、地方団体が個人から受領した寄附金を計上している。
- ※ 平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等については、含まれないものもある。
- ※ 表中()内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の利用実績である。

4.ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移（川俣町）

ふるさと納税推移（制度開始～）

単位：万円

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
寄付金額（万円）	25	120	123	370	260	467	851	566	1,069
前年比	-	95	3	247	-110	207	384	-285	503
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
寄付金額（万円）	3,516	1,664	4,809	4,679	3,976	4,111	3,589	1,362	31,557
前年比	2,447	-1,852	3,145	-130	-703	135	-522	-2,227	-

5.返礼品登録のルール

- 1.返礼品は寄附金額の30%以内
- 2.返礼品類型への合致が必要
- 3.総務省へ事前申請が必要

①返礼品は寄附金額の30%以内

(例) コシヒカリ (5kg) の返礼品 寄附額：10,000円

返礼品：3,000円
(利益込み)

コシヒカリ 5kg
2,600円 (税込)

梱包材 (袋など)
400円 (税込)

送料・その他経費
2,000円 (税込)

経費使用不可
5,000円

寄附額の30%以内

町が経費を負担

寄附額の約半分は、町事業に充当しています。

寄附額の50%以内

業者様からヒアリングした返礼品の価格に応じてルール の範囲内で、町が寄附額を設定します。

②返礼品類型への合致が必要

【地場産品類型】

- 1・・・当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- 2・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3・・・当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3イ（熟成肉）・・・地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。
- 3イ（精米）・・・地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。
- 3ロ（企画立案）・・・当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 4・・・返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5・・・地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6・・・前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7・・・当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴う4（電気）・・・当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8イ・・・市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内においものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2（宿泊）・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設であって、当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。7号の3イ五万以下（宿泊）・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
- 7号の3ロ該当地域（宿泊）・・・当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災7の前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
- 8ロ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
- 8ハ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9・・・震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
- 99・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第5条柱書き）（例：○○pay 商品券、△△Pay）
- セット・・・前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。

③総務省へ事前申請が必要

町が事業者様から返礼品をヒアリングし、
基準を満たしていれば、総務省に申請します。

6.返礼品を出品するまでの流れ

①川俣町財政課で返礼品についてヒアリング・審査



②総務省へ返礼品を事前申請



③総務省への申請が許可されればサイト（さとふる等）へ掲載

約3か月

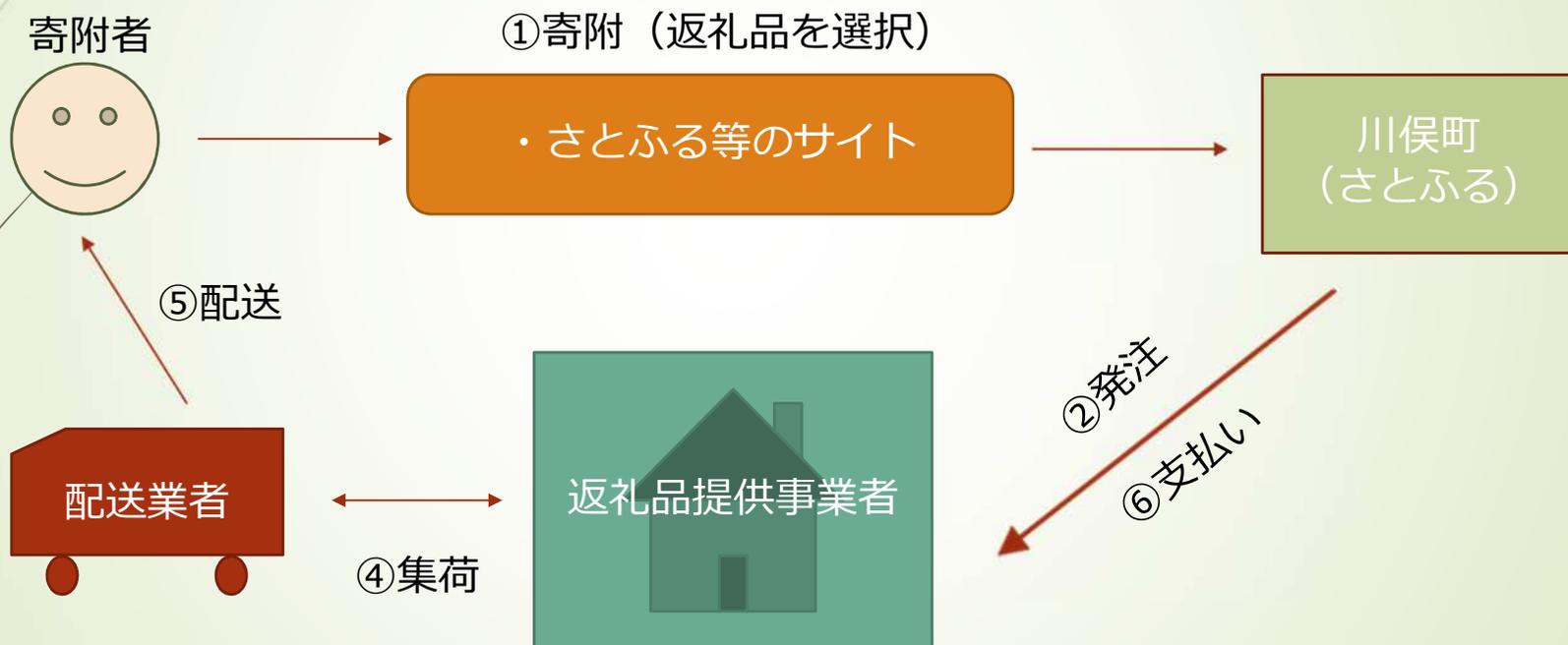
川俣町では以下のサイトから寄附ができます。

- ・さとふる ・ふるさとチョイス ・楽天ふるさと納税 ・AUpayふるさと納税
- ・セゾンのふるさと納税 ・JREモールふるさと納税 ・ふるラボ
- ・カブアンド ・Yahoo!ふるさと納税 ・ふるなび



川俣町ふるさと納税HP

7. 寄附の受付から返礼品の発送までの流れ



③発注確認後、事業者は商品を梱包
※発送伝票は宛先が印字済のものをお持ちします。